# 特定非営利活動法人日本肺癌学会関東支部　支部会則

## 第１章　総　則

（名　　称）

第１条　　本会は、特定非営利活動法人日本肺癌学会関東支部(以下、この支部)と称する。

（事　務　所）

第２条　　この支部は、主たる事務所を支部長の勤務施設に置く。

（目　　的）

第３条　　この支部は、会員相互の研鑽と親睦を図ると共に、特定非営利活動法人日本肺癌学会(以下、本部)との連携を促進し、肺癌およびこれに関する領域の研究の進歩、発展に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第４条　　この支部の目的を達成するために原則として年３回の支部学術集会を開催するほか、この支部に関連する事業を行う。

## 第２章　会　員

（種　　別）

第５条　　この支部の会員は、本部の会員である者とする。

1. 正会員　　本部の正会員であり、定款(第６章第 44 条支部の設置)に定めるこの支部が主たる勤務地である者とする。
2. 特別会員・名誉会員　　本部の特別会員・名誉会員であり、この支部に主たる勤務地または自宅がある者とする。

（管　　理）

第６条　　1. 正会員は、本部に入会時の主たる勤務地による支部設置区分により、自動的に関東支部の会員となる。

2. 入会後の支部移動、退会、資格の喪失、除名は、本部に連動する。
3. 関東支部会員は支部学術集会において発表することができる。

（年　会　費）

第７条　　1. 正会員の年会費は本部において一括徴収される。

2. 特別会員、名誉会員は、会費の納入を必要としない。

## 第3章　名誉会長、役員

(名　誉　会　長)

第8条　　本部の名誉会長であり、この支部に主たる勤務地または自宅がある者とする。

(役　　員)

第9条　　この支部の役員として、支部長1名、監事2名、幹事は100名以内とする。但し、病理アドバイザーは職制幹事とし定員に含めない。

支部長は日本肺癌学会定款第6章(支部)第45条(支部長)3項にもとづき、この支部に所属する評議員が理事の中より選出し理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

監事ならびに幹事は会員相互の推薦により決定し、幹事会の承認を要する。

支部長の任期は一期2年とし、再任を妨げない。

病理アドバイザーについては、別途、規約にて規定する。

第10条　幹事の任期は、満65歳になった日を含む年度末の3月31日までとする。

但し、病理アドバイザーならびに本部の役員を兼任している者はこの限りではない。

第11条　幹事会に3回連続して欠席した幹事は解任されるものとする。但し、代理出席は出席とみなす。

## 第4章　資産及び会計

(資 産 の 種 別)

第12条　この支部の資産は、次に挙げるものを持って構成する。

1. 配分金：本部から配分され支部長は支部学術集会開催に必要な経費を援助する。
2. 支部からの各支部学術集会の会長への支給額、各支部学術集会経費等については別途、細則にて定める。

(資 産 の 管 理)

第13条　　この支部が所有する資産の管理は専用の口座を設けてこの支部で行う。

(会　計　年　度)

第14条　　この支部の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(会　計　報　告)

第15条　　会計年度終了後に、学術集会会計報告と支部会計報告を毎年定められた期日までに、理事長に報告する。

## 第 5 章　支部学術集会　幹事会

(幹事会の開催)

第 16 条　幹事会は支部学術集会の都度、支部長が主宰して開催し、この会の運営に関する事項および支部学術集会の会長を決定する。また、支部長は、必要に応じて臨時の幹事会を開催することができる。

(支部学術集会)

第 17 条　支部学術集会の会長は該当学術集会を主催する。

1. 支部学術集会に関する詳細は、別途細則に規定する。
2. この支部会員は支部学術集会において発表することができる。

## 第 6 章　会則変更

本会則の変更は、支部学術集会時に開催される幹事会の議決と承認を要する。幹事会の承認には出席者の過半数の承認を要する。

(会則の施行)

1. 本規則は平成 3 年 12 月 14 日より施行する。
2. 本規則は平成 7 年 12 月 16 日より施行する。
3. 本規則は平成 11 年 12 月 11 日より施行する。
4. 本規則は平成 13 年 12 月 15 日より施行する。
5. 本規則は平成 16 年 3 月 6 日より施行する。
6. 本規則は平成 16 年 7 月 3 日より施行する。
7. 本規則は平成 23 年 12 月 3 日より施行する。
8. 本規則は平成 24 年 3 月 8 日より施行する。
9. 本規則は平成 29 年 7 月 1 日より施行する。
10. 本規則は令和元年 7 月 6 日より施行する。